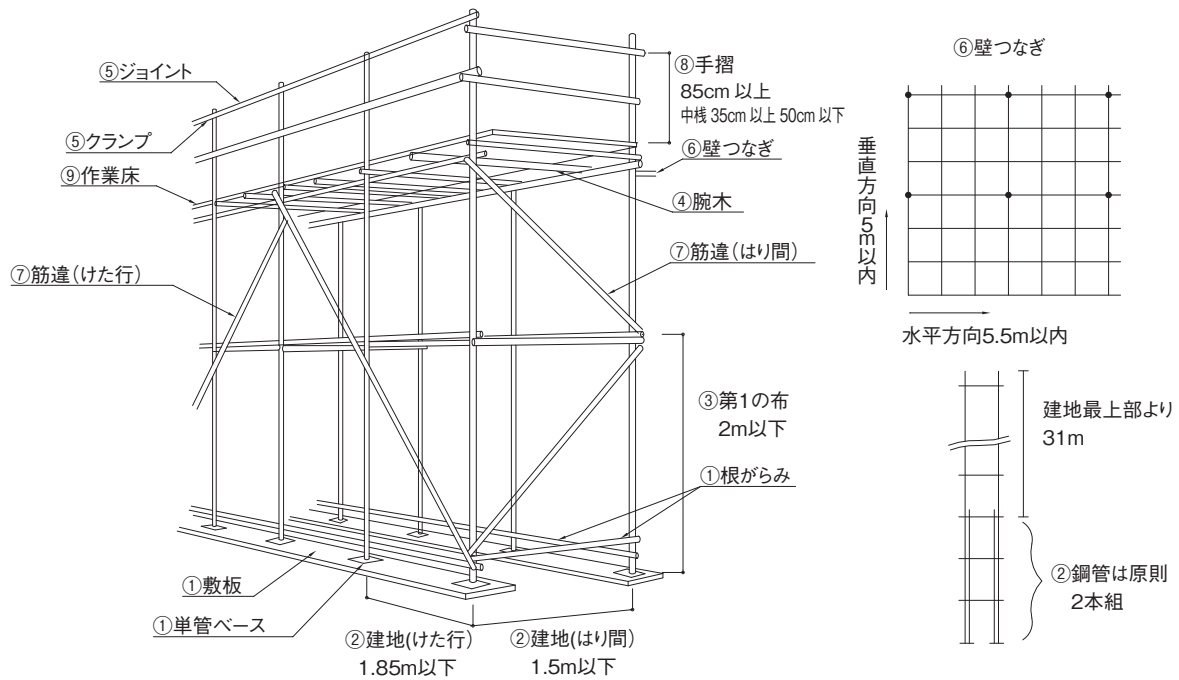


施工方法と注意事項（単管足場）



- ①基礎 足場の脚部には、足場の滑動・沈下を防止するため、敷板、敷角等を敷きその上にベース金具を用い、かつ根がらみを設けて下さい。(570条・1項1号)
- ②建地 建地の間隔はけた行方向1.85m以下、はり間方向1.5m以下として下さい。(571条・1項1号) また、建地の最高部から測って31mを越える部分の建地は、鋼管を2本組みとして下さい。(571条・1項3号)
- ③布 地上第一の布は2m以下の位置に設けて下さい。(571条・1項2号) また布の上下間隔に関しては1.6m内外とします。
- ④腕木 腕木は、ころばしとも呼ばれ、はり間方向のつなぎと足場板受けを兼用します。その間隔は1.2m内外とし、建地と布の交さ部では建地に、その中間部では布に緊結しなければなりません。腕木は建地または布より5cm程度突き出して取り付けて下さい。
- ⑤附属金具 鋼管の接続部・交差部には、これに適合した附属金具を用いて確実に接続し、または緊結して下さい。(570条・1項3号) クランプの標準締付トルクは、3.43kN・cm (350kg・cm) 程度として下さい。
- ⑥壁つなぎ 壁つなぎ、または、控えを垂直方向5m、水平方向5.5mの範囲内で取り付けて下さい。(570条・1項5号) 壁つなぎは、足場の全体座屈による倒壊を防止するためのもので、できる限り密に設けるよう心掛けて下さい。
- ⑦筋違 筋違で補強して下さい。けた行筋違（大筋違）は足場の外面で水平と45°前後の角度になるように建地・布に取り付けて下さい。この時筋違と交差しない建地がないようにします。はり間筋違は両端のはり間に設けます。また、水平筋違は壁つなぎを設けたレベル面に取り付けて下さい。一種の水平構を形成します。(570条・1項4号)
- ⑧手摺 墜落の危険がある箇所には、高さ85cm以上の位置に手摺と高さ35cm以上50cm以下の位置に中棧を設けて下さい。(563条・1項3号)
- ⑨作業床 高さ2m以上の作業場所には、次に定める作業床を設けなければなりません。(563条・1項3号)
 - イ. 巾は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とします。
 - ロ. 床材は2以上の支持物に取り付けて下さい。ただし巾20cm以上、厚さ3.5cm以上、長さ3.6m以上の足場板で、作業箇所によりひん繁に移動するものは次の措置を取ればよいものとします。
 - A. 3以上の支持物にかけ渡して下さい。
 - B. 支点から足場板の突出部の長さは10cm以上、かつ足場板の長さの1/18以下として下さい。
 - C. 長手方向に足場板を重ねる場合は、支点の上で20cm以上重ねて下さい。
 - ハ. 床材と建地とのすき間を12cm未満とします。